



新型コロナウイルス感染防止対策補助金

牛久市では新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業者の事業再開及び継続を強力に後押しするため、感染拡大防止対策に取り組む事業者が、その対策を行う際に要する経費について、補助金を最大50万円支給します。

支給額

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む設備の整備等に要する経費の総額
- ・最大50万円（一事業者1回限り）
- ・対象経費に対して他制度の補助金等の交付を受けている場合は、該当交付金額分は控除

支給対象者

- ・牛久市内に本社若しくは本店又は事業所を有する中小企業又は市内に住民登録若しくは事業所を有する個人
 - ・茨城県が実施する感染症予防対策システム「いばらきアマビエちゃん」に登録し、当該システムの登録時に発行された感染防止対策宣誓書に記載されている感染症対策に取り組んでいること
 - ・補助金支給後も事業を継続する意思があること
- ※ 同規模の社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人も対象です
※ 政治団体、宗教組織、暴力団関係者は対象に含まれません

支給対象経費

- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、「いばらきアマビエちゃん」に登録している市内事業所において実施した次に掲げる事業の経費
- ※市内に本社若しくは本店を有する中小企業又は市内に住民登録のある個人は、「いばらきアマビエちゃん」に登録している市外事業所において実施した事業も対象となります。

補助対象事業の区分	補助対象経費
新型コロナウイルス感染防止対策機器等購入等事業	次に掲げる感染予防対策機器等の購入等に要する経費 (1) 仕切り用アクリル板 (2) ビニールカーテン (3) 空気清浄機 (4) 非接触型体温計 (5) 非接触型消毒液ディスペンサー (6) その他市長が感染予防対策に必要と認める物品及び機器
新型コロナウイルス感染防止対策工事業	次に掲げる工事に要する経費 (1) パーテーション設置工事 (2) 換気設備の整備又は改修に係る工事 (3) その他市長が感染予防対策に必要と認める工事

申請期限 令和3年3月31日（水）まで

申請方法

「新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付申請書」及び「誓約書」を記入の上、下記の書類を添えて、市商工観光課へ郵送してください。感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力をお願いします。

【申請に必要な添付書類】

(1)個人事業主

- ①令和元年分の確定申告書第一表の控え(税務署の受領印が必要)
(前年中に営業等の収入を得ていない場合は個人事業の開業届出書の写し)

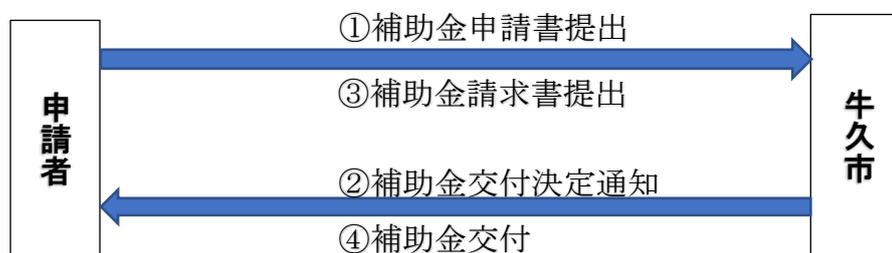
(2)法人

- ①直近の法人税の申告書の写し又は登記事項全部証明書の写し

(3)共通

- ①本人確認書類の写し(法人の場合は、その代表者に係るもの)
- ②いばらきアマビエちゃん「感染防止対策宣誓書」の写し
- ③対象経費を支払ったことを証する書類(領収書、レシート等の写し)
- ④新型コロナウイルス感染防止対策工事業の場合は、当該工事の着手前及び着手後の写真(令和2年12月8日以前に当該工事に着手し、着手前の写真を撮影していない場合は添付不要)
- ⑤その他市長が必要と認める書類

補助金給付までの流れ



送付先

〒300-1292 牛久市中央3丁目15番地1

環境経済部 商工観光課 新型コロナウイルス感染防止対策補助金担当

電話：029-873-2111(代) 内線 1521・1522・1523